

富士見市学校給食調理業務等委託仕様書

令和4年8月

富士見市 教育部

富士見市の給食について

○地産地消を積極的に推進

子どもたちが新鮮で作り手の顔が見える食物を口にすることで、心身ともに健康で豊かな人間性を育む教育の一環としての給食を目指しています。富士見市の農業の安定と発展にも関わることができ、今後は子どもたちと農家の方との交流や地場産物の紹介に力を入れていく。

なお、地場産物を食材として使用するほか、富士見ほうれん草ボールや富士見餃子、梨シャーベットなど、納入業者の協力で開発されたものも給食で提供している。

○無添加の食材を使用

富士見市は「体にやさしい、安全なもの」を第一に献立の作成と食材の選定を行っています。成長期の子どもたちに産地がはっきり分かり、食品添加物や化学調味料を使っていない食材を給食として提供することは、生涯の健康や味覚を鋭くさせるといった利点があるとともに、自然の食材から出た素材の味が、やさしくおいしい味を生み出しています。

○旬の野菜や果物を生かして季節感のある献立に

旬の野菜には栄養がたくさん含まれています。旬の野菜や果物を学校給食で提供することで、身体に良いことを学び、献立に季節感を持たせることで日本の四季を食べ物からも感じ、心豊かな生活や生きる意欲に繋がっていくと考えています。食数が多いため、使用できる食材は限られる中、引き続き季節感のある献立を取り入れていきます。

また、昔から受け継がれている行事食などを取り入れることにより、日本の伝統を重んじ、感性豊かな児童・生徒を育むことを目標としています。

○自然だしを使用

富士見市の学校給食では、自然の鶏ガラ、鰹節、昆布などを使うことで安心して食べることができるよう工夫するとともに、栄養もしっかり摂ることができること、そして風味もおいしく仕上がるよう取り組みを進めています。

○給食（献立）の内容

ごはん、パン、麺を主食とし栄養バランスが良いだけではなく、和風、洋風、中華風など、バラエティに富み、彩りや食べやすさに配慮した献立作りを基本方針としています。

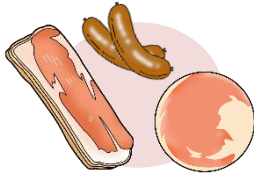
なお、野菜は全て国産を使用し、できる限り切裁も調理場で行い、鮮度が落ちやすいカット野菜は極力使用しない工夫をしています。

○富士見市の取り組みとして

女子栄養大学教育実習生とのコラボメニューの開発やセルビア共和国シャバツ市と姉妹都市となっていることから、セルビアの郷土料理を学校給食用にアレンジして提供するなど、児童・生徒にとって思い出に残る学校給食となっています。

富士見市の給食調理の基本

無添加食品を使用する
ようにしています



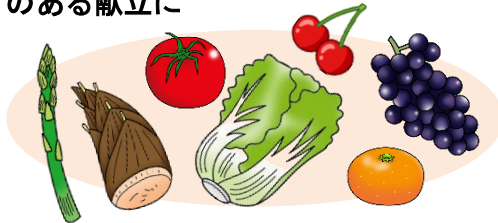
ハム類、
練り製品、
冷凍食品など

米は富士見市産を使用



ブランド米「彩のきずな」、
地元産の小松菜・ほうれん草・かぶ・枝豆・ブロッコリーなどの野菜や梨(含ゼリー)、加工品(メンチカツ・ぎょうざ厚焼き玉子等)

旬の野菜や果物を生かして、季節感
のある献立に



魚類を多く取り入れた献立に



カルシウムなどの
補給に

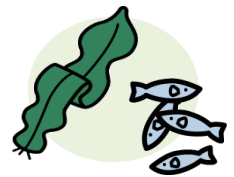
ルーやソースは手作りにして
います



ホワイトルー、ケ
チャップソース、バ
ーベキュー
ソースなど

自然だしを使用

鶏ガラ、かつお節、
昆布、野菜などを
煮出して使用



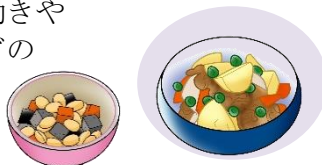
海藻類や種実類を使った
献立に



貧血等の予防に
効果のある鉄分
の補給に

和風の献立を多く

煮物、和え物など繊維の多い物や
緑黄色野菜を使用して、
体調を整える働きや
生活習慣病などの
予防に…



炒め油の使用は

控えめにし、脂肪の取り過ぎ
を抑えるようにしています

1 業務名

富士見市学校給食調理業務等委託

2 事業の目的

富士見市学校給食センターにおける学校給食の調理業務等を、富士見市（以下「市」という。）が民間事業者へ委託することにより、民間事業者（以下「受託者」という。）が有する優れた調理技術や業務遂行能力等を活用し、学校給食の質を維持し、安全・安心でおいしい学校給食を安定的に児童・生徒に提供することを目的とする。

3 業務委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

なお、準備期間は契約締結日から令和5年3月31日までとする。

4 業務場所及び施設の概要

| | |
|---------|---|
| 施設名 | 富士見市学校給食センター |
| 所在地 | 富士見市大字勝瀬506番地1 |
| 敷地面積 | 4,944㎡ |
| 建築年 | 平成3年6月竣工 |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート2階建 |
| 建物面積 | 2,873.38㎡ |
| 運用方式 | ドライシステム導入 |
| 主熱源 | ボイラー（都市ガス）、その他設備（LPG） |
| ボイラー | 小型貫流ボイラー 2基 三浦工業（株）製 SQ-2500AS 1基、SI-2000VR 1基 |
| コンテナサイズ | W900mm×D750mm×H1,150mm（小・中学校共通） |
| 付帯施設 | 排水処理施設、ボイラー室、受水槽、ガス庫 |

5 運営概要（R4.4.8現在）

| | |
|--------|-----------------------------|
| 受配校 | 小学校11校、中学校6校 |
| 学級数 | 小学校195学級、中学校84学級 |
| 給食実施回数 | 190回（令和4年度学校給食実施計画） |
| 調理食数 | 8,891食（小学校6,079食、中学校2,812食） |
| 配送方式 | 民間事業者による業務委託（配送車6台・コンテナ配送） |

6 対象者及び食数の見込み

（1）対象者

- ①富士見市内の小・中学校の児童生徒及び教職員等
- ②富士見市学校給食センターに勤務する職員等
- ③試食ほか富士見市教育委員会が認めた者

（2）予定食数（見込み）

| 年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 食数 | 約9,000食 | 約9,000食 | 約9,000食 | 約9,000食 | 約9,000食 |

(3) 実際の食数は、「調理業務指示書」などにより、1日単位で指示する。

6 業務実施日

給食を実施する基本日数は、前項5(2)における給食実施回数とする。その他、給食実施日前後の準備期間及び長期休業期間(夏季、冬季、春季)における清掃及び点検を要する日数とする。なお、各年度の学校給食実施回数は、毎年度学校給食実施計画にて定める。

7 業務内容

(1) 給食用物資(食材)の検収補助・保管業務

- ① 栄養士が行う検収・納品に立ち合い、開封、産地・温度・異物・鮮度・数量の確認、詰め替え、記録等の補助業務を行うこと。
- ② 食材は検収室において専用の容器に移し替えることとし、下処理室等にダンボール等を持ち込まないこと。
- ③ 検収室では、移し替えた食材が直接床面に接触しないよう、市で用意する台車や置台等を使用すること。
- ④ 納品した食品を保管する必要がある場合には、食品ごとに区分して専用の容器に移し替え、保管することで、原材料の相互汚染を防ぐとともに、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)の「別紙 学校給食用食品の原材料、製品等の保存基準」に従い、棚、冷蔵庫、冷凍庫に保管すること。
- ⑤ 食品の保管場所は適切な温度及び湿度管理を行い、かつ、衛生管理に十分留意すること。

(2) 調理業務

- ① 市が提示する「学校給食献立予定表」、「調理業務指示書」等に基づき、受託者は、本仕様書等により、市の提供する食材料を使用し調理すること。
- ② 調理過程及び加熱調理における中心温度を管理し、記録すること。
- ③ 原則、調理後2時間以内に児童生徒等が喫食できるように調理業務を行うこと。
なお、配送時刻は、1便(11:00~)、2便(11:35~)、3便(11:50~)とし、配送順序は、次のとおりとする。ただし、年度により変更の可能性がある。
 - ・中学校1便(西中・東中)、2便(本郷中・勝瀬中)、3便(富士見台中・水谷中)
 - ・小学校1便(水谷東小・針ヶ谷小・関沢小・水谷小)、2便(つるせ台小・みずほ台小・諏訪小・南畑小)、3便(勝瀬小・ふじみ野小・鶴瀬小)
- ④ 調理は2献立制(主菜のみ小・中別) / 日(概ね副食2品~3品)とする。
- ⑤ 米飯、パン、麺等の主食、牛乳、デザート等については、別途事業者から学校へ直接搬入する。ただし、デザートの一部(カットフルーツ)はセンターで数え、配送車で配送を行う。
- ⑥ 富士見市学校給食衛生マニュアル(令和4年7月8日改定版)に基づき作業を行うこと。

(3) 配缶業務(学校給食提供校一覧表は、別表1のとおり)

調理した給食を学校別、クラス別に計量配缶後、コンテナに積み込むこと。

(4) 食器具等の洗浄・消毒・保管業務

学校から返送されたコンテナ、食器食缶類及び配食器具等を洗浄し、消毒・保管を行った上で、必要な日常点検を行うこと。

(5) 残菜等の処理業務

- ① 業務に伴う廃棄物は、適宜場外へ搬出し、施設内に放置しないこと。

- ②ごみや残菜は、それぞれ下記のとおり分別し、所定の場所に置くこと。
 ③ダンボール、金属については、所定の場所が満杯になる前に市に報告すること。

| ごみの種類 | 処理方法 |
|---------|--|
| 野菜屑・残菜 | 下処理室及び調理場において発生した野菜屑は、袋詰めにして所定の場所に置くこと。学校からの残菜等は、計量・記録後、容器に入れて、所定の場所に置くこと。排水溝は残屑が残らないように毎日、洗浄すること。 |
| ダンボール | 畳んでまとめてから所定の場所に置くこと。学校給食センターが指定する事業者を引き渡すこと。 |
| 空き缶・空き瓶 | 洗浄後、所定の場所に置くこと。学校給食センターが指定する事業者を引き渡すこと。 |
| 金属 | 所定の場所に置くこと。学校給食センターが指定する事業者を引き渡すこと。 |
| 廃揚げ油 | 所定の場所に置くこと。学校給食センターが指定する事業者を引き渡すこと。 |
| その他のごみ | 可燃ごみは計量・記録の上、所定の場所に置くこと。 |

(6) 施設、設備の清掃及び日常点検業務

- ①施設、設備の清掃、整理整頓及び日常点検を行うこと。
 ②施設、設備、機器及び備品等に破損又は異常があるときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、市に報告すること。
 ③施設、設備及び厨房機器等の保守点検、修繕等の際に、市からの立会いを求められた時は、これに応じること。

(7) ボイラー運転管理業務

- ①ボイラーの運転管理は、日常点検業務及び運転業務を行い、故障の予防及び性能の維持に努め、毎日日報を付け、月末に市に報告すること。
 ②業務遂行中に異常を認めたとときは、直ちに必要な措置を講じて、市に報告し、業務に支障をきたすことがないようにすること。

(8) 油阻集機の清掃業務

- ①調理室内1台の油阻集機については、各学期の給食終了後に清掃を行うこと。
 ②油が床・排水溝に流れてしまった場合には、その都度受託者が清掃を行うこと。

(9) 施設の安全管理業務

施設、機械、調理機器等の設備の安全運転の管理を徹底し、設備機器等に軽微な故障が認められた場合には、市に報告（事後を含む）の上、対応すること。

(10) その他付帯する業務

調理用被服の洗濯等、その他の付帯する必要な業務を行うこと。
 また、定期清掃は市で実施するが、施設内の環境美化を保持するため、日常的な清掃を行うこと（施設2階共有部分及び男女トイレ、厚生室、洗濯室、乾燥室、小会議室、研修室など）。

(11) 給食実施日以外の業務

給食実施日以外の業務内容は次のとおりとする。

受託者は事前に「長期休業期間における清掃業務等実施計画書」を作成して、市に提出し確認を受けた上で業務にあたり、終了後は「長期休業期間における業務完了報告書」を提出期限までに提出し確認検査を受けること。

- ①食器、食缶、トレー、コンテナ等の磨き、手洗い洗浄及び点検
- ②調理機器、洗浄機器類の清掃・磨き・洗浄
- ③調理場内の床、壁、窓、排水溝等の清掃
- ④給食開始前における準備

(12) 市と受託者の業務区分の概要は、別表2「業務分担区分」のとおりとする。

8 業務時間

業務時間は、原則として給食用物資（食材料）の検収補助開始から消毒・保管終了までとする。

9 業務手順

(1) 市は、献立及び食数並びに食器、食缶、配食器具等の種別及び使用数等について、次の文書により受託者へ提示する。調理にあたり、業務責任者は、学校給食センターの栄養教諭等と打ち合わせを行った上、調理従事者に周知徹底すること。

| 内容 | 提示時期 |
|------------|----------------|
| 学校給食実施予定食数 | 年度当初及び当該月の前月中旬 |
| 月間予定献立表 | 前々月献立検討会議後 |
| 調理業務指示書 | 前月20日頃（1か月分） |

(2) 受託者は、前項により献立及び調理業務指示書等の提示を受けた場合は、調理作業計画（作業工程表・作業動線図）を作成しなければならない。

(3) 市は、調理業務指示書の内容に追加又は変更がある場合は、その都度受託者に指示する。

10 調理業務従事者（以下「従事者」という。）の配置

調理業務に従事する者の数は、業務実施上、必要かつ十分な人員を配置し、業務の遅滞が生じない人員の確保に努めること。また、次に示す（1）～（4）の各責任者を配置すること。

(1) 業務責任者（1名）

管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有し、1日5,000食以上の学校給食センター業務経験があり、学校給食業務に業務責任者として5年以上従事した経験を有する常勤の正社員を、業務遂行上の受託者として責任を負うべき業務責任者と定め、業務全体の指揮及び統括を行うとともに、学校給食センターの職員及び栄養教諭等との連絡調整の任に充てること。

(2) 業務副責任者（1名）

業務責任者を補佐するため、管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有し、1日3,000食以上の学校給食センター業務経験があり、学校給食業務に3年以上従事した経験を有する常勤の正社員を業務副責任者と定め、業務責任者に事故があるとき又は欠けたとき、その任に充てること。

(3) 食品衛生責任者（1名）

管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する常勤の正社員を、学校給食調理全般にわたる衛生管理の指導や、従事者に対する衛生教育の任に充てること。なお、食品衛生責任者は、業務責任者又は業務副責任者が兼ねることができる。

(4) 施設設備点検責任者（1名）

ボイラー取扱責任者を配置し、ボイラー及び付帯施設等の運転や保全業務の他、施設、機械、調理機器等設備の安全運転の管理及び軽微な設備機器等の故障対応の任に充てること。ボイラー取扱責任者は、「小型ボイラー取扱業務特別教育」修了以上の資格を有する者とし、調理業務と兼ねることができる。

(5) 調理従事者 ※上記業務従事者(1)～(3)を除く

受託者は、受託業務が学校給食業務であることを考慮し、調理に従事する者として、学校給食業務に従事した経験のある栄養士又は調理師免許を有する調理従事者を含め配置すること。

また、現在、市の会計年度任用職員として調理業務に従事している調理員の継続的な雇用と処遇についても配慮すること。

(6) 業務責任者、業務副責任者について、人事異動等により変更がある場合は、当事者間で十分に業務の引き継ぎ等を行い、業務に支障をきたすことのないようにすること。調理業務従事者等の欠員及び交代等については、市に対し事前に報告すること。また、交代要員がある場合についても事前に報告すること。

11 従事者の服務

(1) 業務責任者は、本仕様書に沿って業務が履行されるよう、各書式等の作成、実施に関する指揮・監督等、業務全般の責任を負うこと。

(2) 業務責任者は、業務委託期間中に火災、盗難等の事故が発生しないように注意すること。

(3) 業務副責任者は、業務責任者が不在の際に上記（1）、（2）を代行すること。

(4) 業務責任者及び業務副責任者は所在を明らかにし、業務の履行に関して市と連絡調整ができるようにしておくこと。

(5) 従事者は、清潔な被服を着用すること。

(6) 従事者は、業務上知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らさないこと。業務従事者配置終了後も同様とする。

12 施設設備器具等

(1) 市は、所有する施設や設備機器、食器具、調理器具等（以下「設備機器等」という。）を受託者に無償で貸与し、受託者は善良なる使用者としての注意義務を持って使用するものとする。また、目的外の使用は一切禁止する。

なお、市の所有する設備機器等は、別表4「設備機器等一覧表」、別に掲載する「施設平面図」による。なお、現況と図面が異なる場合は現況を優先とする。

(2) 費用の負担区分は、別表3「経費負担区分」のとおりとする。

また、市と共有して使用するものや負担区分が明確でないものは、双方の協議の上、各々応分の負担をするものとする。

①市が負担する主な費用

施設設備費、食材料費、光熱水費、維持管理費（専門清掃を含む）、廃棄物処理費、厨房内備品類、調理用品、ボイラー運転に関わる消耗品等

②受託者が負担する主な費用

従事者に関わる経費（人件費、被服費、研修費、腸内細菌保菌検査（検便）、健康診断、事務通信費、福利厚生費等）、洗浄用品、清掃用品等

(3) 受託者は、調理場内消耗品等については在庫を管理し、不足のないようにすること。

(4) 受託者は、施設、設備機器等を丁寧に取扱うとともに、故障等が発生した場合は、直ちに市に報告し、指示に従うものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由による場合は、その損害を賠償するものとする。

(5) 受託者は、設備機器等が故障もしくは破損した場合においても、簡易に修復できるものについては市に報告し、指示を受けてから自ら行うこと。

(6) 受託者は、学校給食センターを退出するときは、窓、扉等の施錠、消灯、ガス栓の閉止及び各種設備機器等の停止等を確認すること。

13 安全・衛生管理

(1) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自社の安全衛生マニュアル等のほか、次の事項を遵守し、安全な作業に基づいた衛生管理に努めること。

①「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚生省衛食第85号）

②「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）

③「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」（平成23年3月文部科学省）

④食品衛生法（昭和22年法律第233号）

⑤富士見市学校給食衛生マニュアル（令和4年7月7日改定版）及び指示（調理業務指示書等の文書による指示及び業務責任者に対する口頭による指示を含む。）

⑥その他関係諸法令及び関係省庁の通知文等

(2) 食品の衛生管理

食材料は原則として当日処理が望ましいが、当センターの調理環境を勘案し、前日納品による下準備が必要となることから、衛生管理を徹底すること。

(3) 水質（残留塩素）検査

調理作業開始前及び調理作業終了後に水質検査を実施し記録すること。

(4) 設備、器具等の衛生管理

①長期休業中（夏・冬・春）の数日を、清掃消毒、点検、整理整頓に当て、業務履行に支障のないように努めること。なお、日程については市と協議すること。

②施設、設備機器等の操作マニュアルの内容や設備機器メーカーの指示に従うこと。

(5) 食器カゴ・食缶・バットの取扱い

①洗浄後は、学校・学級別に消毒・保管すること。

②学校名、クラス名の確認及び書き直し等を随時行うこと（アレルギー対応用品含む）。

③高い所から落とす等、急激な衝撃を与えることは避けること。

- ④激しくぶつけないように丁寧に扱うこと。
- ⑤粉末クレンザーやスチールたわしの他、傷をつける恐れのある材質のたわし等で洗わないこと。
- ⑥破損した場合もしくは汚れの落ちない場合は、随時報告すること。
- ⑦目的外使用は一切しないこと。
- ⑧食器等は汚れ等の状況に応じ、適切に洗浄すること。

(6) 保存食の管理

- ①でき上がった給食の品目ごとかつ釜ごとに、それぞれ 50g 程度ずつ保存することを原則とするが、詳細は市から指示された方法にて保存すること。
- ②保存場所は、専用の冷凍庫とし、清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、 -20°C 以下で保存すること。
- ③保存期間は、2週間以上とすること。また、その記録を必ず保管しておくこと。
- ④1日の委託業務を履行した結果、食材料に余剰が生じた場合は、市の指示に従い保存もしくは破棄すること。

(7) 従事者の健康管理

- ①受託者は、従事者の健康管理として、次に掲げる検診又は検査を実施すること。
 - ア 定期健康診断
 - 全員を対象として、年1回以上実施するとともに新規採用の従事者を業務に従事させる場合は、従事する日の直前1か月以内に実施すること。
 - イ 腸内細菌保菌検査（検便）
 - 全員を対象として、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌O-157について、月2回実施するとともに、新規採用の従事者を業務に従事させる場合は従事する日の直前2週間以内に実施すること。また、必要に応じてノロウイルス検査（高感度検査）を行うこと。
 - ウ ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された従事者及びノロウイルスの発症者が同居人にいる等、同一の感染機会があった可能性がある従事者については、高感度検査において、ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、従事禁止とし、出勤停止等の適切な処置をとること。
- ②受託者は、前項各号に基づく検査、検診の結果、食品衛生上支障があると認められる者、又は本人もしくは同居人が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における一類、二類、三類感染症の者又はその疑いのある者及び無症状病原体保有者を調理業務等に従事させないこと。
- ③受託者は、前号に掲げる事項が発生したときは、市にその結果を報告すること。
- ④市は、受託者からの前号報告の結果、調理業務等の履行に支障をきたすと判断される場合は、当該従事者の業務への従事の停止を受託者に求めることができる。
- ⑤受託者は、常に従事者の健康状態に注意し、下痢症状、発熱、咳、外傷、皮膚病等の感染症等の感染症疾患で、食品衛生上支障をきたす恐れがある者を業務に従事させないこと。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者となった場合、所轄保健所の指示又は国や県、市で定める方針や指針に従い対応すること。

14 従事者の研修等

- (1) 受託者は、調理、食品の取扱い等が適正かつ円滑に行われるよう従事者に対して、研修を年に1回以上実施して、資質の向上を図ること。なお、市に対し研修結果報告を行うこと。
- (2) 受託者は、新規に業務に従事する者については、必ず前項に係る研修を実施した上で、業務に従事させること。
- (3) 受託者は、市が必要と認めた場合には、市又は第三者が実施する研修等に従事者を参加させること。

(4) 従事者に注意事項を徹底させるため、朝礼等で業務確認を行うこと。

15 業務管理等

契約期間中に本業務に関する法令と法令に基づく通知等が改正・変更となり、受託業務を履行するにあたり相当の経費を要する場合などは、市と受託者として協議するものとする。

16 学校給食実施の中止通知

市は、次の条件のいずれかに該当する場合は、受託者に対して学校給食の全部又は一部の中止を速やかに通知する。

- (1) 台風、大雪、地震などの天災及び異常気象により、全部の学校給食を実施しないことを決定した場合。
- (2) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に開催予定の運動会又は保護者参観等の学校行事が天候の影響により中止となり、その振替日が決定した場合。
- (3) インフルエンザ等の疾病により、学級閉鎖等が決定し、当該学校の全部又は一部の給食を実施しない場合。
- (4) 上記のほか、やむを得ない事情により、学校給食センターが全部の給食を実施しないことを決定したときは、原則として全部の給食を実施しない日の前日までに通知する。

17 労働災害

契約業務の履行にあたり、従事者に労働災害が起こった際には、受託者の責任と負担で対応すること。

18 原状回復

履行期間が満了したとき、又は契約解除のときは市と協議の上、速やかに学校給食センター内にある受託者の所有物を撤去し、受託業務遂行のための物品及び施設・設備を原状に回復して返還すること。

19 協力事項

(1) 食育推進の協力

多様化給食や地産地消等、市の方針に従い、その対応に協力すること。

(2) 視察や学校行事等への協力

学校給食の意義や食育推進の役割を踏まえ、受配校への食育活動に積極的に協力するものとし、学校からの視察、試食会及び学校給食センターの学校訪問の際は、必要に応じて業務責任者を出席させる等の協力を行うこと。

また、学校給食センター事業及び市主催事業等に積極的に協力すること。

(3) 給食時間変更への対応

学校行事等のため、給食の配送順序に変更があった場合は、適切に対応すること。

(4) 光熱水費・燃料費の削減

受託者は、二酸化炭素や経費削減の観点から、調理業務及び清掃業務等に使用する水、電気、ガスの節減に努めること。

(5) 実習生等の受入れの協力

職場体験や実習生の受入れ等については、可能な範囲で協力すること。

(6) 立入検査等の協力

保健所や市及び市の指定する者等の立入検査については、当該検査の立会いに協力すること。また、施設見学者への対応や施設修繕等の対応についても協力すること。

(7) 会議の出席

市主催の会議において、市より参加を求められた場合には、業務責任者を出席させる等の協力をすること。

(8) 各種調査資料等の協力

市が、各種調査資料等を求められたときは協力すること。

(9) 災害時の対応

①従事者は、火災、その他の災害発生を発見した際、又はその危険性があると知ったときは、直ちに市に報告すること。

②地震等の災害時には、万全の協力体制をとるとともに、災害時の市の対応に協力すること。

20 届出等

(1) 受託者は、食品衛生法の規定による営業許可を取得し、業務開始2週間前までに営業許可書の写しを市に提出すること。

(2) 受託者は、食品衛生法の規定による食品衛生責任者の届出をし、業務開始2週間前までに届の写しを市に提出すること。

21 業務報告等提出書類

(1) 受託者は、各業務内容について、次に掲げる報告書等を作成し、提出期限までに市に提出すること。

| 報告書の種類 | 提出期限 |
|-------------------|-----------------|
| 業務従事者報告書 | 業務開始1週間前 |
| 業務責任者等報告書 | 業務開始1週間前／変更1週間前 |
| 業務従事者変更報告書 | 変更1週間前 |
| 業務従事者変更報告書 | 変更1週間前 |
| 定期健康診断結果報告書 | 検査結果が出た後直ちに |
| 腸内細菌保菌検査（検便）結果報告書 | 検査結果が出た後直ちに |
| 研修実施報告書 | 実施後速やかに |
| 作業動線図・作業工程表 | 作業日の3日前 |
| 委託業務完了届 | 毎日業務終了後 |
| 個人別健康観察記録簿 | 実施後直ちに |
| 作業動線報告書 | 実施後直ちに |
| 検収簿 | 実施後直ちに |
| 食品加工加熱の記録簿（釜用） | 実施後直ちに |

| | |
|----------------------|----------------|
| 残菜記録報告書 | 実施後直ちに |
| 保存食記録表 | 実施後直ちに |
| 水質検査実施報告書 | 実施後直ちに |
| 施設管理点検報告書 | 実施後直ちに |
| ボイラー日報（日誌） | 月末 |
| 給食管理日誌 | 月末 |
| 委託業務完了報告書 | 業務履行の翌月 5 日まで |
| 異物混入報告書 | 発生後直ちに |
| 事故報告書 | 発生後直ちに |
| 長期休業期間における清掃業務等業務計画書 | 長期休業期間開始の 5 日前 |
| 長期休業期間における業務完了報告書 | 長期休業期間完了後直ちに |

(2) 市は、報告書様式や事項について、追加又は変更がある場合は、その都度受託者に指示する。

22 事故及び損害賠償等に関すること

(1) 受託者は業務過程において、事故が発生した場合は、直ちに市に報告するとともに速やかに対応策を講じること。

(2) 臨機の措置をとらなければならない事故等が発生した場合は、市に報告した上で、指示に従い処置すること。

(3) 損害賠償責任

次に掲げる事項に該当し、その結果市に損害を与えた場合、受託者は市に損害賠償しなければならない。

①故意又は過失により、食中毒の原因となる細菌、その他、人体に有害な物質を学校給食に混入したとき。

②故意又は過失により、原材料等を損失したとき。

③故意又は過失により、施設設備及び備品を損壊、紛失又は遺棄したとき。

23 委託料の請求

受託者は、委託開始の令和 5 年 4 月分から、毎月、翌月 5 日（その日が閉所日の場合は翌開所日）までに、前月分の委託業務完了報告書を市に提出することとし、市から委託業務の完了を確認した旨の通知を受けたときは、当該月分の委託料を市に請求することができるものとする。

市は、所定の当該支払請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

24 リスク管理区分

市と受託者の主なリスク管理区分は、次のとおりとする。

| リスク種類 | リスクの内容 | 市 | 受託者 |
|----------|-------------|---|-----|
| 事業の中止、延期 | 市の指示によるもの | ○ | |
| | 受託者の事業放棄、破綻 | | ○ |
| 不可抗力 | 天災等による履行不能 | ○ | |

| | | | |
|------------|---------------------|---|---|
| 許認可 | 事業の実施に必要な許認可取得の遅延等 | | ○ |
| 計画変更 | 市の指示による変更 | ○ | |
| | 受託者の要求による変更 | | ○ |
| 運営費 | 計画変更以外の要因による運営費用の増大 | | ○ |
| 施設又は設備等の損傷 | 受託者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| 調理責任 | 調理業務指示書との不適合 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| 調理事故又は異物混入 | 受託者の責めに帰すべき事由による場合 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |

25 新規業務開始時の対応について

- (1) 委託業務開始までの業務習熟、準備等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、契約期間満了前においては、次期委託契約事業者の業務習熟のために次期委託事業者を業務に立ち会わせることとし、円滑に業務を履行できるよう、万全の引き継ぎをすること。ただし、現に委託を受けている事業者が次期委託事業者と決定している場合は、この限りでない。
- (3) 給食開始日までに、調理演習を行うこと。演習日・調理内容・食材料等については受託者と市で協議する。原則、食材料費は受託者の負担とする。ただし、市が主催する試食会等が行われる場合は協議の上、決定する。

26 その他

- (1) 受託者は、委託された業務を他人に委託してはならない。ただし、書面にて市の承認を得た場合に限り、一部を委託することができる。
- (2) 従事者は、調理した学校給食を喫食することができることとし、市のルールに沿って学校給食センター職員と同額の実費を支払うこと。
- (3) 受託業務上必要な車両の敷地内への駐車については、市の許可を得ることとし、指定場所以外に駐車することはできない。
なお、駐車中における事故等については、受託者の責任において処理するものとする。
※許可限度車両台数は、普通車 8 台及び小型車専用（軽自動車含む）10 台の合計 18 台とする。
- (4) 受託者は、児童生徒に係る情報及び業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 委託業務の履行にあたり、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）及びその他関係諸法令等を遵守し、万全を期すものとする。
- (6) 本仕様書等の内容は、必要に応じて変更・追加する場合がある。

別表1：学校給食提供校一覧表

| 学校名 | 食数 | クラス数 | コンテナ数 | 備考 |
|---------|----------|-------|-------|----|
| 鶴瀬小学校 | 6 2 9 | 2 1 | 4 | |
| 水谷小学校 | 8 6 6 | 2 7 | 5 | |
| 南畑小学校 | 3 6 2 | 1 3 | 3 | |
| 関沢小学校 | 5 1 4 | 1 9 | 4 | |
| 勝瀬小学校 | 6 2 7 | 2 0 | 5 | |
| 水谷東小学校 | 2 5 0 | 1 1 | 3 | |
| 諏訪小学校 | 7 6 3 | 2 6 | 5 | |
| みずほ台小学校 | 4 8 4 | 1 7 | 4 | |
| 針ヶ谷小学校 | 3 2 0 | 1 4 | 3 | |
| ふじみ野小学校 | 5 8 0 | 2 0 | 4 | |
| つるせ台小学校 | 6 4 9 | 2 2 | 4 | |
| 富士見台中学校 | 5 7 6 | 1 7 | 3 | |
| 本郷中学校 | 3 9 9 | 1 3 | 3 | |
| 東中学校 | 2 9 0 | 1 1 | 3 | |
| 西中学校 | 4 3 5 | 1 4 | 3 | |
| 勝瀬中学校 | 7 5 5 | 2 1 | 4 | |
| 水谷中学校 | 3 1 0 | 1 1 | 3 | |
| 合 計 | 8, 8 0 9 | 2 9 7 | 6 3 | |

※食数、クラス数、コンテナ数は令和4年4月8日現在の数。

※食数に教職員分、クラス数に特別支援学級及び職員室を含めている。

別表2：業務分担区分

| 区分 | 業務内容 | 市 | 受託者 |
|---------|-------------------------|---|-----|
| 給食管理 | 献立作成 | ○ | |
| | 栄養指導 | ○ | |
| | 献立表・調理業務指示書の作成 | ○ | |
| | 検食の実施・評価 | ○ | |
| | 調理従事者の個人別健康観察記録簿の記入 | | ○ |
| | 調理従事者の個人別健康観察記録簿の確認 | ○ | |
| | 食数管理 | ○ | |
| 食材管理 | 食材の選定・発注・購入 | ○ | |
| | 食材の点検・検収・出納事務 | ○ | |
| | 食材の点検・検収及び補助 | | ○ |
| | 食材の保管・在庫管理 | | ○ |
| 調理作業管理 | 作業動線図の作成 | | ○ |
| | 作業工程表の作成 | | ○ |
| | 調理・配缶 | | ○ |
| | 味の最終確認 | ○ | ○ |
| | 食器・食缶・器具類等の洗浄消毒 | | ○ |
| 配送・回収業務 | 配送・回収計画の作成 | | 別業者 |
| | 食器・食缶類の配送車両への積み込み | | 別業者 |
| | 配送・回収 | | 別業者 |
| | コンテナの洗浄・消毒 | | ○ |
| | 配送車両の洗車及び荷台の清掃消毒 | | 別業者 |
| 廃棄物管理 | 給食残菜の計量 | | ○ |
| | 残菜等の集積・管理 | | ○ |
| | 残菜等の処理、リサイクル | | ○ |
| 施設等管理 | 給食施設・主要な設備の日常点検、軽微な故障対応 | | ○ |
| | 給食施設・主要な設備の維持・修繕・更新 | ○ | |
| | ボイラー運転管理業務 | | ○ |
| 業務管理 | 組織体制（勤務体制）表の作成 | | ○ |
| | 当日業務分担の決定 | | ○ |
| | 当日業務分担の確認 | ○ | |
| | 緊急を要する場合の対応 | ○ | ○ |
| 衛生管理 | 衛生面の遵守事項の作成 | ○ | |
| | 食材料の衛生管理 | | ○ |
| | 施設・設備（調理器具・食器等）の清掃等 | | ○ |
| | 従事者の腸内細菌保菌検査（検便）の実施・報告 | | ○ |
| | 従事者の被服等の清潔保持状況等の確認 | | ○ |

| | | | |
|--------|-----------------------|--|---|
| | 保存食（全材料及び調理済み食品）の確保 | | ○ |
| | 衛生管理チェックリスト（日常点検票）の作成 | | ○ |
| 従事者研修等 | 従事者等に対する研修 | | ○ |
| 労働安全衛生 | 従事者の定期健康診断の実施・報告 | | ○ |
| | 従事者の定期健康診断の実施・報告 | | ○ |
| | 労災事故防止策の策定 | | ○ |
| | 労災保険等の加入 | | ○ |
| その他 | 調理業務に付帯する業務（下記◎のとおり） | | ○ |

◎調理業務に付帯する業務

- ・ 2階機械室内目視点検・清掃
- ・ 調理室及び洗浄室内のグレーチング清掃
- ・ 調理室及び洗浄室内の排水溝及びトラップ清掃（長期休暇中・高圧洗浄機使用可）
- ・ ダストBOX・ダンボール庫・空き缶置き場の清掃
- ・ 油阻集器の清掃
- ・ 蛍光灯・殺菌灯（クリーンロッカー含む）の交換
- ・ 台車等のキャスター注油・交換など

別表3：経費負担区分

| 項目 | 内容 | 市 | 受託者 |
|-------------|--|---|-----|
| 施設・厨房設備類 | 建設施設・厨房設備機器及び付帯設備 | ○ | |
| 設備等維持費 | 施設・厨房設備類・厨房内備品類、メンテナンス・修繕等 | ○ | |
| 厨房内備品類 | コンテナ、移動台、作業台、移動シンク、掃除用具入れ、L型運搬車、台秤、残留塩素計、中心温度計 (各備品に使用する乾電池を含む) | ○ | |
| 光熱水費 | 電気、ガス、上下水道等 | ○ | |
| 調理場内消耗品 | 包丁、まな板、ボール、プラスチック類、タライ、スパテラ、すくい網、ひしゃく、金網ザル等 | ○ | |
| | 食器、食缶等配膳用品 | ○ | |
| | 食器・食缶用洗剤、食器・食缶用消毒薬、食材用消毒薬、その他洗剤 | | ○ |
| | ペーパータオル、エンボス等使い捨て手袋類、ラップ類、ゴミ袋、スポンジ、タワシ等 | | ○ |
| 調理用被服類 | 作業用白衣、前掛け、短靴、長靴、帽子、マスク、爪ブラシ、洗濯洗剤等 | | ○ |
| 雑貨・文房具類、医薬品 | 従事者用茶器、お茶類、ボールペン等 | | ○ |
| | 消毒薬、火傷薬、湿布薬、緊急絆創膏、包帯等 | | ○ |
| 受託者用備品類 | 机、椅子、キャビネット、パソコン、テレビ、冷蔵庫等 | | ○ |
| 施設付属消耗品備品類 | 蛍光灯、殺菌灯等施設に付帯した消耗品 | ○ | |
| | 更衣室ロッカー、洗濯機、乾燥機等 | ○ | |
| その他消耗品 | 清掃・点検用具類、トイレットペーパー等 | ○ | |
| | ボイラー関連消耗品類 | ○ | |
| 維持管理費 | 専門清掃、消毒(施設消毒・害虫駆除・油阻集器(グリスECO)の清掃等) | ○ | |
| 廃棄物処理費 | ダンボール、廃揚げ油、一般廃棄物等 | ○ | |
| 配送費 | 車両・各種税金・車検・点検・自賠責保険他、燃料費、維持費等 | | 別業者 |
| | 任意保険等 | | 別業者 |
| 食材料費 | 給食用食材料 | ○ | |
| 給食費 | 従事者喫食分 | | ○ |
| 保険 | 生産物賠償責任保険等 | | ○ |
| 従事者人件費等 | 人件費、福利厚生費等 | | ○ |
| | 労働保険、社会保険等 | | ○ |
| | 健康診断、腸内細菌保菌検査(検便)等 | | ○ |

※市負担区分であっても、受託者の過失により破損した備品類の修繕又は新規購入については、受託者の負担とする。

別表4：設備機器等一覧表

調理場

| No. | 設備機器等名称 | 備考 |
|-----|--|--|
| 1 | 連続式自動フライヤー (株) 中西製作所製 (FAS-60RDT、FAS-60LDT) | ・平成21年8月導入 ・2台 ・ガス種：LPG |
| 2 | スチームコンベクションオーブン (株) フジマック製 アイコンビプロFICP202G | ・令和3年8月導入 ・3台 ・ガス種：LPG |
| 3 | ライス釜 (熱源：ボイラー熱) グラント釜 (熱源：ボイラー熱) レボル釜 (熱源：ボイラー熱) | ・平成3年導入 6基 ・平成3年導入 3基 ・平成3年導入 1基 |
| 4 | プレハブ冷凍冷蔵庫 日立 (株) 製 KX-N6AVP1・KX-N5AVP1 | ・令和3年8月更新工事 |
| 5 | 冷風庫 三菱電機 (株) 製 AFL-P5VHQ-B | ・平成25年8月更新工事 |
| 6 | 真空冷却機 | ・2台 |
| 7 | 熱風消毒保管庫 (器具用) | ・1台 |
| 8 | 熱風消毒保管庫 (スチコントレイ用) | ・令和3年8月導入 ・1台 |
| 9 | シンク | ・7台 |
| 10 | 移動式作業台 | ・13台 |
| 11 | パンラック (固定) | ・6台 |
| 12 | パンラック (移動式) | ・11台 |
| 13 | L型運搬車 | ・21台 |
| 14 | L型運搬車 (内枠あり) | ・39台 |
| 15 | スタッキングカート | ・5台 |
| 16 | 配食用移動台 | ・4台 |
| 17 | 移動式シンク | ・3台 |
| 18 | ドライL型運搬車 | ・2台 |
| 19 | 高速度ミキサー | ・2台 |
| 20 | 蒸し器 | ・2台 |
| 21 | ピーラー | ・2台 |
| 22 | 缶切り機 | ・1台 |
| 23 | 油阻集器 | ・1台 |
| 24 | 台秤 | ・3台 |
| 25 | マイコンスライサー | ・4台 |
| 26 | さいの目切り機 | ・1台 |

| | | |
|----|--------------------|---------------|
| 27 | フードカッター | ・ 1 台 |
| 28 | カッターミキサー | ・ 1 台 |
| 29 | 検食用冷凍庫 ハイアール製 | ・ 1 台 検収事務室設置 |
| 30 | 洗濯機 日立（株）製 PS-50AS | ・ 2 台 ※エプロン用 |
| 31 | 片袖机 | ・ 1 台 検収事務室設置 |

洗浄室

| No. | 設備機器等名称 | 備考 |
|-----|--|--------------------|
| 1 | 食器洗浄機 (株) 中西製作所製 NAW食器類洗浄システム | ・平成22年8月導入 ・3基 |
| 2 | 食缶洗浄機 (株) 中西製作所製 NAW-12UW-LT ※附属設備：粉碎機内蔵シンク | ・平成28年12月導入 ・1基 |
| 3 | 超高压洗浄機 (株) 中西製作所製 KWYQ-550S-RT | ・平成30年1月導入 ・1基 |
| 4 | コンテナ洗浄機 (株) 中西製作所製 NAW-CW-SAT | ・平成27年8月導入 ・1基 |
| 3 | 熱風消毒保管庫 | ・8室 |
| 4 | 熱風消毒保管庫 (コンテナ用通風口) | ・67台分 |
| 5 | 浸漬槽 | ・1槽 |
| 6 | スプーン浸漬槽 | ・1槽 |
| 7 | 移動式作業台 | ・4台 |
| 8 | コンテナ | ・69台 |
| 9 | 洗濯機 日立 (株) 製 NW-5SR | ・1台 ※エプロン用 |

施設2階

| No. | 設備機器等名称 | 備考 |
|-----|-----------------------------------|--|
| 1 | 冷凍庫 ナショナル NS-KF441FF (調理試験室設置) | ・1台 保存検食用 |
| 2 | 会議テーブル4台、椅子8脚 (小会議室設置) | ・小会議室は、市、配送業者、調理業務等受託業者の共有部分となります。 |
| 3 | 会議テーブル20台、椅子60脚 (研修室設置) | ・研修室は、市、配送業者、調理業務等受託業者の共有部分となります。 |
| 4 | 洗濯機二層式 全自動洗濯機 (洗濯室設置) | ・5台 ・3台 ※市職員、栄養教諭 (栄養士) との共有となります。 |
| 5 | 個人ロッカー (第2厚生室 (男子休憩室)) | ・24名分 |
| 6 | 個人ロッカー (第3厚生室 (女子休憩室)) | ・44名分 |

富士見市標準委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合には発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この約款における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、さいたま地方裁判所を管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約（契約の保証を免除する場合を除く。）の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第23条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 5 業務委託料の変更があった場合において、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たりその内容等を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の目的物に係る業務の執行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の執行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務（以下「業務」という。）の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(適正な履行期間の設定)

第6条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(監督員)

第7条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第8条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し、指揮監督しなければならない。

3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、発注者と受注者とが協議し、書面をもって定める。

(履行期間の延長)

第11条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第12条 業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要が生

じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第13条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、補正の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。

（業務委託料の支払）

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って業務委託料の支払を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、契約書記載の支払条件に分割払をする旨の定めがあるときは、その条件に従って業務委託料の支払を請求することができる。

3 発注者は、前2項の請求があった日から30日以内に、受注者に業務委託料を支払わなければならない。

（前払金）

第15条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託し、契約書記載の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合において、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還をすることが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第16条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第18条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第5条の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 前項又は第23条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第15条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第17条又は第18条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条又は第18条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

6 第2項の場合（第18条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することがで

きる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第23条の2 受注者(共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第14条第3項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(保険)

第24条の2 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険、その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを

直ちに発注者に提示しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第25条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(秘密の保持等)

第26条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(定めのない事項等)

第27条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。